

益田市子育て世帯臨時特別給付金のご案内 【公務員の方】

子育て世帯の生活支援のため、
益田市独自の一時金を支給します！



はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、申請が必要です。

同封の「益田市子育て世帯臨時特別給付金申請書（請求書）」の提出と、所属庁の証明が必要です。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年5月分（7月分）の児童手当を受給している方です。

※受給者の所得が所得制限限度額以上であるため特例給付の対象となっている方（児童1人あたり月額5,000円の支給を受けている方）も対象になります。

※令和2年5月1日～6月30日に生まれた子を持つ7月分児童手当受給者も対象ですが、今回のご案内では給付の対象になりません。9月末頃に対象児童世帯へご案内いたします。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年5月分（7月分）の対象となる児童です。

※単身赴任等で別居監護の方も対象になります。詳しくは裏面「こんなときはどうなるの？」をご確認ください。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつまでに申請すればいいの？（申請時期）

5月分受給者は令和2年10月30日（金）必着

7月分受給者は令和2年12月29日（火）必着です。

所属庁の証明が必要ですのでお早めにお手続きをお願いします。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

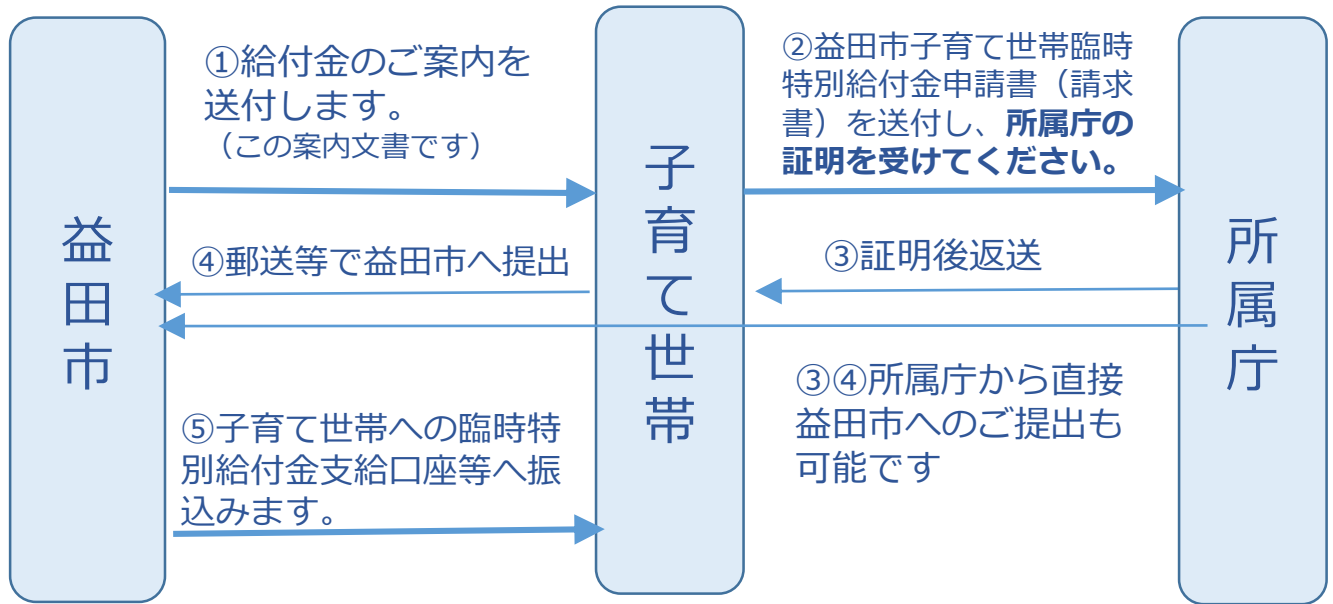
「子育て世帯への臨時特別給付金（国制度）」で指定した金融機関口座への振り込みを基本とします。申請書裏面の4.受取方法では「ア」を選択してください。

【ご注意ください】

※「子育て世帯への臨時特別給付金」で指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は別の口座を指定してください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請が必要です。10月30日（金）までに申請してください。



こんなときはどうなるの？

Q. 子どものみ益田市に住民票がありますが対象になりますか？

A. 支給対象になります。
基準日（令和2年4月30日）時点で対象児童が益田市に住民票があれば対象になります。各所属庁で児童手当受給状況の証明を受けてください。

Q. 受給者（父母等）は益田市に住民票がありますが、子どもは益田市外に住民票があります。対象になりますか？

A. 支給対象になります。
基準日（令和2年4月30日）時点で受給者が益田市に住民票があれば対象になります。各所属庁で児童手当受給状況の証明を受けてください。

お問い合わせは

益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係

電話：0856（31）0243

FAX：0856（23）7134



各種給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに益田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに益田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。